

ユーロ円 LIBOR6 ヲ月金利先物取引 制度要綱

平成 26 年 4 月 1 日
株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
<p>I. 取引の仕組み</p> <p>1. ユーロ円 LIBOR6 ヲ月金利先物とは</p> <p>2. 限月取引</p> <p>(1) 限月取引の数</p> <p>(2) 限月取引の期間</p> <p>(3) 取引最終日</p>	<p>・ICE Benchmark Administration Limited が公表する期間 6 ヲ月のユーロ円 LIBOR (London InterBank Offered Rate) を 100 から差し引いた数値を金融指標として呼び値を行う市場デリバティブ取引をいう。</p> <p>・取引最終日の夜間取引時間帯の属する営業日の翌々営業日(日本の銀行休業日にあたるときは、順次繰り下げる。)を決済期日とする 22 限月取引制とする。</p> <p>・各限月取引の期間は、3 月、6 月、9 月及び 12 月に決済期日を迎える限月取引(以下「四半期限月取引」という。)にあつては 5 年とし、四半期限月取引を除く限月取引(以下「シリアル限月取引」という。)にあつては 3 ヲ月とする。</p> <p>・各限月取引の取引最終日は、各限月の第 3 水曜日のロンドンの 2 銀行営業日前の暦日(当該暦日が日本の銀行休業日にあたるときは、順次繰り上げる)に夜間取引時間帯が属する取引日とする。</p>	<p>・本取引を行うための取引資格はユーロ円先物取引資格又はユーロ円先物遠隔地取引資格とする。</p> <p>・本取引は金利先物等取引の一種とし、本取引に係る本取引所の行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格は金利先物等清算資格とし、当該清算資格に係るその他事項については、現行の規定に準ずるものとする。</p> <p>・取引最終日については、「(3) 取引最終日」を参照。</p> <p>・シリアル限月取引は、直近 2 限月取引を設定する。</p> <p>・取引日とは、本取引所の一営業日の前営業日に開始される夜間取引時間帯の開始時から当該一営業日に開始される日中取引時間帯の終了時までをいう。</p> <p>・通常時(第 3 火曜、第 3 月曜が日本及び英国の銀行休業日でない場合)は、暦日ベースで第 3 月曜に取引が終了することとなる。なお、取引日ベースでは、当該日の夜間取引時間帯の取引は第 3 火曜日付けとなる。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 取引開始日</p> <p>3. 取引の成立方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各限月取引の取引開始日は、最初に決済期日が到来する限月取引の取引最終日の翌取引日とし、当該取引開始日の日中取引時間帯からあらたな限月取引を開始する。 オークション方式を原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> なお、取引最終日の夜間取引時間帯後の日中取引時間帯は付合せを行わない(取引最終日の取引時間については、「4. 呼び値の付合せ時間」を参照)。 暦日ベースでは、取引が終了した翌々営業日の日中取引時間帯からあらたな限月取引を開始する。
<p>4. 呼び値の付合せ時間</p> <p>5. 取引単位、呼び値及び値幅制限</p> <p>(1) 取引単位</p> <p>(2) 呼び値</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日中取引時間帯:午前 8 時 45 分から午後 3 時 30 分までとする。ただし、午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分までは付合せを行わない。 また、取引最終日については、取引最終日を迎えた限月取引に係る夜間取引時間帯後の日中取引時間帯は、付合わせを行わない。 夜間取引時間帯:午後 3 時 30 分から午後 8 時までとする。 但し、英国夏時間適用時における取引最終日については、取引最終日を迎えた限月取引に係る夜間取引時間帯は午後 3 時 30 分から午後 7 時までとする。 元本金額 1 億円とする。 呼び値の種類は、指値呼び値及び成行呼び値とする。 呼び値の表示方法は、小数点以下第 4 位(10,000 分の 25 単位で表示)とする。 呼び値の最小変動幅は、0.0025(0.25 ティック=1,250 円)とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 日中取引時間帯の開始前の 15 分間に、プレオープン時間帯(呼び値の受付専用時間帯)を設ける。 本取引所が必要と認める場合には、付合せ時間を臨時に変更することができるものとする。 プレオープン中に出される成行呼び値については、寄付条件を付さなければならない。 価格の継続性の維持及び取引参加者の誤入力防止の観点から、本取引所は別に定めると

項 目	内 容	備 考
		<p>ころにより、呼び値の受付を拒絶することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一度に発注できる数量の上限は 99,999 枚とする。
II. 証拠金	<ul style="list-style-type: none"> 顧客が差入れ又は預託する証拠金所要額及び自己取引に係る証拠金所要額については、SPAN[®]方式により計算する。 SPAN[®]方式による証拠金所要額の計算において、本取引所に上場している他の金利先物等取引との間でのリスク相殺を認めることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> SPAN[®]は、CME の登録商標である。SPAN[®]に関する全ての権利は CME が所有し、本取引所はその使用許可を受けている。いかなる者の SPAN[®]の使用に関しても、CME は一切その責任を負うものではない。
III. 値洗い 1. 値洗い 2. 清算価格	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者と本取引所間の値洗いは毎取引日行うこととし、本取引所が取引日ごとに定める清算価格を基準として、清算参加者ごとに引直差金及び更新差金を算出し、これを本取引所との間で授受するものとする。 各限月取引の清算価格は、清算価格を算出する取引日の算出基準時間帯においてオークション方式により成立した取引(ストラテジー取引により成立したものを除く。)の約定価格と取引数量の加重平均により算出した価格とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 引直差金とは、あらたに成立した取引について、当該取引が成立した取引日の清算価格と当該取引の約定価格とを比較して算出した金銭をいう。 更新差金とは、前取引日の建玉について、差金を算出する取引日の清算価格と前取引日の清算価格とを比較して算出した金銭をいう。 算出基準時間帯とは、当該取引日の日中取引時間帯終了前の、本取引所がその都度必要と認める時間帯をいう。 算出基準時間帯に約定価格がない場合、又は加重平均により算出した価格が適正でないとき本取引所が判断した場合には、本取引所が適正であると認める価格を清算価格とする。

項 目	内 容	備 考
3. 値洗いに係る差金の授受	<p>・清算参加者と本取引所との間の値洗いに係る差金の授受については、支払方となる清算参加者の支払いは差金が生じた日の翌営業日の午前 11 時まで、受取方となる清算参加者の受取りは差金が生じた日の翌営業日の午後 2 時以降に行うものとする。</p>	
IV. 建玉及び決済 1. 建玉 2. 転売又は買戻しによる決済 3. 最終決済 (1) 最終決済価格 (2) 最終決済に伴う差金の授受	<p>・新規の売付取引及び買付取引は、それぞれ建玉として算定する。</p> <p>・取引参加者は、転売又は買戻しを行った場合には、当該転売又は買戻しを行った取引日の日中取引時間帯の属する営業日の午後 5 時まで(取引最終日を迎えた限月取引については、個別申告にあっては当該転売又は買戻しを行ったときから、一括申告にあっては当該転売又は買戻しを行った取引日の夜間取引時間帯が属する営業日の午後 5 時以降の本取引所が通知を行ったときから、当該営業日の翌営業日の午前 11 時まで)に、転売・買戻しの別及び数量を本取引所に申告を行うものとする。</p> <p>・本取引所は、当該申告に係る数量を、決済分として、当該取引参加者の建玉(非清算参加者の場合は、有価証券等清算取次ぎに係るその指定清算参加者の建玉)から減じるものとする。</p> <p>・各限月取引について、取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、決済期日において、差金決済数値(以下「最終決済価格」という。)による最終決済を行うものとする。</p> <p>・ICE Benchmark Administration Limited が第 3 水曜日の 2 ロンドンの銀行営業日前に公表する期間 6 ヶ月のユーロ円 LIBOR の小数点以下第 4 位未満を四捨五入したものを 100 から差し引いた数値とする。</p> <p>・取引最終日の夜間取引時間帯に成立した取引について最終決済価格と当該取引の約定価格とを比較して差が生じたとき、又は取引最終日の前取引日の建玉について最終決済価格と前取引日の清算価格とを比較して差が生じたときは、清算参加者はその差に基づき算出される金銭を決済期日に本取引所との間で授受するものとする。</p>	<p>・転売又は買戻しの申告方法は以下の 2 種類の方法とする。</p> <p>(1) 個別申告(成立した個々の取引ごとに申告を行う方法)</p> <p>(2) 一括申告(自己又は委託の別ごとに各限月取引について申告を行う方法)</p> <p>・本取引所は、最終決済価格を取引最終日の夜間取引時間帯の属する営業日の翌営業日の午前 10 時頃に公表する。</p>

項 目	内 容	備 考
4. 顧客と取引参加者との間の決済	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客と取引参加者との間で決済のために授受する金銭の額は、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 転売又は買戻しによる決済 売付取引に係る約定価格と買付取引に係る約定価格との差に基づき算出される金銭 (2) 最終決済 最終決済価格と最終売建玉又は最終買建玉に係る約定価格との差に基づき算出される金銭 ・顧客が決済を行う場合に損失が生じているときは、当該損失に相当する金銭を、以下の時限までに取引参加者に支払うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 転売又は買戻しによる決済 当該転売又は買戻しを行った取引日の日中取引時間帯の属する営業日の翌々営業日以内の取引参加者が指定する日時 (2) 最終決済 各限月取引における決済期日の翌営業日以内の取引参加者が指定する日時 	
V. 定率手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者が本取引所に納入する定率手数料の額は、原則として、1取引単位あたり100円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税等相当額は別途徴収するものとする。
VI. 委託手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者が顧客から徴収する委託手数料の額は、あらかじめ当該取引参加者と当該顧客との間で定めるところによるものとする。 	
VII. その他 1. ストラテジー取引	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者は、ユーロ円 LIBOR6 ヲ月金利先物についてストラテジー取引として、カレンダーズプレッドを行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストラテジー取引とは、本取引所が定めるストラテジー取引の種類ごとの組合せに基づく売付取引又は買付取引を同時に成立させる取引をいう。 ・カレンダーズプレッドの買付取引とは、同一の金融先物取引において、期近限月取引の買付取引と期先限月取引の売付取引が1単位ずつ同時に成立するストラテジー取引をいう。

項 目	内 容	備 考
<p>2. ブロック取引</p> <p>3. ギブアップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者は、ユーロ円 LIBOR6 ヲ月金利先物についてブロック取引を行うことができる。 ・申込時間は、日中取引時間帯及び夜間取引時間帯の終了前の 15 分間を除いた付合せ時間(午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分を除く。)とする。 ・最低申込数量は 100 枚とする。 ・取引参加者は、ユーロ円 LIBOR6 ヲ月金利先物についてギブアップをすることができる。 	<p>(※1)</p> <p>(※1)カレンダーспレッドの売付取引については、上記記述の中で「買付取引」を「売付取引」と、「売付取引を「買付取引」と読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呼び値の算出方法は、(期近限月の買付価格)－(期先限月の売付価格)。 ・ブロック取引とは、取引参加者が本取引所に対して申込みを行うことにより、オークション方式によらずに、同一限月の売付取引と買付取引を同時に成立させる取引をいう。

以 上